

2021年4月1日

各位

シャープ株式会社
代表取締役 戴 正 呉

シャープセンシングテクノロジー株式会社
代表取締役 藤田 直哉

吸収分割に係る事後開示書面

シャープ株式会社（以下「SC」といいます）及びシャープセンシングテクノロジー株式会社（以下「SSTC」といいます）は、SCを吸収分割会社（以下「分割会社」といいます）、SSTCを吸収分割承継会社（以下「承継会社」といいます）とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を行うこととして、2021年2月9日に吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます）を、また、2021年3月30日に本吸収分割契約の変更に関する覚書をそれぞれ締結し、2021年4月1日を効力発生日として分割会社が吸収分割対象事業に関して有する権利義務を承継会社に承継しました。

本吸収分割に関する事項は以下のとおりです。

1 本吸収分割が効力を生じた日

2021年4月1日

2 分割会社における法定手続の経過

（1）会社法第784条の2の規定による手続の経過

会社法第784条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

（2）会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、分割会社であるSCにおいては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第785条第1項第2号の規定に基づき、同法第785条の規定による手続を行っていません。

（3）会社法第787条の規定による手続の経過

承継会社は、本吸収分割に際して分割会社の新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる承継会社の新株予約権を交付しないため、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

（4）会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年2月18日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3 承継会社における法定手続の経過

（1）会社法第796条の2の規定による手続の経過

会社法第796条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

（2）会社法第797条の規定による手続の経過

分割会社は、承継会社の完全親会社であり、かつ、特別支配会社であるため、会社法第797条第3項の規定に基づき、承継会社の株主（分割会社）に対する通知は行っていません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2021年2月18日付で官報公告を行いました
が、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。なお、承継会社
には知れている債権者が存在しないことから、各別の催告について行う必要はありませんでした。

4 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

(1) 承継資産額 金 33,749 百万円 (概算額)

(2) 承継負債額 金 72 百万円 (概算額)

5 会社法第923条の変更の登記をした日

SCにつき2021年4月14日 (予定)、SSTCにつき2021年4月14日 (予定)

6 前各項に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上